

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 9 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 8 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 10 件 |
| 国民年金関係 | 6 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |

関東（茨城）国民年金 事案 5569（茨城国民年金事案 1431 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月から同年3月まで

申立期間について、年金記録確認茨城地方第三者委員会（当時）へ申立てを行ったが、記録訂正は認められないとの通知を受けた。

その後、家を片付けていたら、当時の母の家計簿と父名義の預金通帳が見付かり、平成10年の家計簿には母が同年12月の父のボーナスで申立期間の私の国民年金保険料を納付したとの記載があったので、今回再申立てを行った。当該家計簿と現金を引き出したことが記載された父名義の預金通帳を新たな資料として提出するので、再調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間は基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、事務処理の機械化が進み、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性はかなり低くなっていると考えられること、ii) 申立人には10年7月7日に国民年金保険料の納付書が作成されていることから、この時点において申立人には未納期間があったことが認められ、申立人には申立期間以外に国民年金被保険者期間が存在しないため、当該納付書は申立期間のものであると考えられる上、申立人の母は申立人が学生であった時に納付したとしており、当該納付書により過年度納付した事情がうかがえないことなどから、既に年金記録確認茨城地方第三者委員会の決定に基づく平成24年9月20日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、その母が平成10年12月のボーナスから、申立期間の

国民年金保険料を納付したことを記載したとする同年の家計簿及び当該保険料の納付のために申立人の父名義の銀行口座から現金を引き出したことが確認できるとする預金通帳を新たな資料として提出し、再申立てを行っている。

申立人は当初の申立てにおいて、申立期間の国民年金保険料を平成9年4月頃に母が納付したと主張し、申立人の母もその主張を追認していたものであるが、今回の申立てにおいて、申立人の母は、「平成9年に申立期間の国民年金保険料の納付書が届いたが、息子が学生だったため、保険料の納付義務は無いと思い納めずにいた。10年7月頃にまた納付書が送られてきたので、市役所に問い合わせたら納付義務があるとのことで、その年の12月に銀行で現金を引き出し、その納付書で銀行に納付したことを思い出した。」と当初の申述内容を変更しているものであるが、平成10年の家計簿を見て当時の納付状況を思い出したとする変更の理由は、15年以上も前の記憶であることを踏まえると、一概に不合理な申述内容の変更とまではいえない。

また、当委員会において、申立人から提出された平成10年の家計簿を検証したところ、当該家計簿は、貼付されている領収書やその記載内容等から当時使用されていたものと認められる上、記載内容に不自然な点は見当たらず、当該家計簿の12月ボーナス欄には、「A年金 36,900」の記載が確認でき、当該金額は申立期間3か月分の国民年金保険料額と一致しているほか、申立人の父名義の預金通帳には同年12月4日のボーナス支給後の同年12月19日に申立期間の保険料に充てたとみられる3万5,000円を引き出した記録が確認できる。

さらに、前述のとおり、申立人には平成10年7月7日に申立期間の国民年金保険料の過年度納付書が作成されており、その母が申立期間の保険料を同年12月に納付することは可能であることから、その母の申述を裏付けるものであり、その申述に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月30日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、国（厚生労働省）の記録に反映されていない。申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る「賞与1回目 支給控除一覧表」（以下「賞与支給控除一覧表」という。）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表から確認できる厚生年金保険料控除額から、40万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る賞与の届出を行ったとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、また、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を100万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年7月30日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、国（厚生労働省）の記録に反映されていない。申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る「賞与1回目 支給控除一覧表」（以下「賞与支給控除一覧表」という。）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表から確認できる厚生年金保険料控除額から、100万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る賞与の届出を行ったとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、また、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月30日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、国（厚生労働省）の記録に反映されていない。申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る「賞与1回目 支給控除一覧表」（以下「賞与支給控除一覧表」という。）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表から確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間当時の標準賞与額の上限である150万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る賞与の届出を行ったとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の

告知を行っておらず、また、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を70万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月30日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、国（厚生労働省）の記録に反映されていない。申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る「賞与1回目 支給控除一覧表」（以下「賞与支給控除一覧表」という。）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表から確認できる厚生年金保険料控除額から、70万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る賞与の届出を行ったとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、また、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、これを履行していないと認められる。

関東（長野）厚生年金 事案 8949

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年9月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月30日から同年9月5日まで

申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いが、昭和48年5月16日にA社に入社し、C社でD職として51年9月15日に退職するまで継続勤務して厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社に勤務していた複数の同僚の証言及び雇用保険記録から、申立人が申立期間にA社のグループ会社であるC社で継続して勤務していたことが認められる。

また、同僚が提出した給与支給明細書から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるところ、当該給与支給明細書に記載された事業所名は、「C社」の押印が確認できるものの、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、オンライン記録によると昭和49年9月5日であることが確認できる。

さらに、申立期間当時、E社F事業部に在籍し、申立人と同様にC社に勤務していたと供述する同僚二人から提出された給与支給明細書は、上記のA社に在籍していた同僚の給与支給明細書と同様「C社」の押印が確認できるところ、E社F事業部に在籍していた上記二人の同僚の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は、E社F事業部において継続している。

加えて、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和49年9月5日に資格取得した者のうち、それまでE社F事業部に在籍していた者67人（上記の同僚二人を含む。）は、全員、それまでの間はE社F事業部で厚生年金保険被保険者記録が継続している。

以上のことを踏まえると、E社F事業部においては、同社に在籍していた者について、C社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの間、従前の事業所で引き続き厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたものと考えられ、申立人が在籍していた同社のグループ会社であるA社においては誤って同様の処理が行われなかったものと考えられる。

これらの事実並びにこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年6月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（栃木）厚生年金 事案 8951

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和54年4月頃から57年11月頃までの期間、A社に勤務していた。仕事の内容や勤務場所も同じであるのに、厚生年金保険の記録に1か月の空白期間があることに納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社は、昭和55年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、その翌日である同年9月1日に再び厚生年金保険の適用事業所となっており、同年8月31日に被保険者資格を喪失した従業員が多くが、同年9月1日で被保険者資格を再取得していることが確認できる上、複数の同僚が、申立期間において同社の業務内容に変化は無く、継続して勤務していたとし、厚生年金保険料は、申立期間において控除されていたと供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料並びに周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和55年

7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、オンライン記録によると、A社は、昭和55年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、商業登記簿謄本により申立期間において事業所名及び所在地の変更が無いことが確認できる上、上述のとおり、同年8月31日に被保険者資格を喪失した従業員の多くが、同年9月1日に被保険者資格を再取得していることが確認でき、複数の同僚が申立期間において継続して勤務していたと供述していることから、同社は申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8952

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における標準賞与額の記録を、申立期間①は2万円、申立期間②は5万円、申立期間③及び④は11万9,000円、申立期間⑤は4万9,000円、申立期間⑥は15万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①から⑤までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が申立人に係る申立期間⑥の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 23 日
② 平成 15 年 12 月 3 日
③ 平成 16 年 7 月 26 日
④ 平成 16 年 12 月 7 日
⑤ 平成 17 年 7 月 7 日
⑥ 平成 18 年 7 月 31 日

申立期間には賞与が支給されていたが、厚生労働省の記録によれば、当該期間に係る賞与の記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る預金通帳及び預金元帳（以下「口座の履歴」という。）により、申立人は、当該期間において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、B市から提供された申立人の申立期間に係る「所得照会文書（回答）」による社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される年間の社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、複数の同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、当該事業所の経理及び社会保険事務担当者は、賞与が支給されていれば、厚生年金保険料は控除されていたと思うとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立人から提出された口座の履歴で確認できる賞与振込額及びB市から提供された資料で確認できる社会保険料控除額により推認した賞与総支給額及び保険料控除額から、申立期間①は2万円、申立期間②は5万円、申立期間③及び④は11万9,000円、申立期間⑤は4万9,000円、申立期間⑥は15万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から⑤までに係る保険料の事業主による納付義務の履行については、経理及び社会保険事務担当者は当該期間に係る賞与の届出を行っていないとしている上、当該期間当時の事業主も当該供述のとおりで間違いないと思うとしていることから、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間⑥に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、経理及び社会保険事務担当者は賞与の届出を行っていないとしているものの、当該期間の事業主は上記の事業主と異なるところ、同事業主は当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を平成22年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を22万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成22年7月1日から同年8月1日まで
② 平成22年7月9日

A社とB社は関連企業であり、役員も変わらない状況であったが、厚生年金保険の被保険者記録は、平成22年7月1日にA社で資格喪失し、同日にB社で資格取得したことになっている。しかしながら、同年8月1日付けでA社からB社に異動し、同年7月分給与及び同年7月9日支給の賞与については、A社から支給されているので、A社の資格喪失日及びB社の資格取得日を同年8月1日に訂正してほしい。また、同年7月9日に支給を受けた賞与の記録も無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、厚生年金保険の被保険者記録では、申立人は平成22年7月1日にA社で資格喪失し、同日にB社で資格取得したとされている。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録は、A社において平成22年7月31日に離職、B社において同年8月1日に取得となっている上、申立人が提出した同年7月の給与明細書の支払者はA社であり、同年8月の給与明細書の支払者はB社となっていることが確認できる。

また、B社から提出された「就業条件明示書」の派遣期間は「2010年8月1日から2011年3月31日まで」となっており、平成22年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書には、転勤等の届出により変更月が8月と記載されている。

さらに、A社の元役員であり、現在はB社の事業主は、「申立人の当社における採用日は就業条件明示書にあるとおり平成22年8月1日であり、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得日は、本来同年8月1日と届出しなければならないところ、誤って同年7月1日と届出してしまった。この事務手続の誤りについては、同日付けで百数十名の社員を、A社からB社へ同時に異動させた際に、異動前の申立人についても一緒に届出を行ってしまったことによるものである。」と供述している。

加えて、上記の平成22年7月の給与明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①においてB社ではなくA社に勤務していたこと、及び当該期間に係る厚生年金保険料を同社により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人に係る申立期間①における標準報酬月額については、上記平成22年7月の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は無いが、事業主が提出した申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届」に記載された資格喪失日が平成22年7月1日であることが確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人から提出された当該期間に係る賞与明細書及び取引銀行の「入出金明細」により、申立人は、当該期間において、賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（22万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は無いが、事業主が提出した申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届」に記載された資格喪失日が平成22年7月1日であることが確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）国民年金 事案 5570

第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月から8年3月まで
母は、私の国民年金の加入手続を行い、私が20歳から大学を卒業して就職するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。
申立期間が未納となっているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと申述しているが、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとする申立人の母は、加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確ではなく、申立人は申立期間の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成8年9月頃に払い出されたと推認され、この頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたと考えられるところ、この時点では、申立期間のうち、6年2月から同年7月までの国民年金保険料は、時効により納付することができず、申立期間のうち、同年8月から8年3月までの保険料は、社会保険事務所（当時）に対し過年度納付することができるが、その母は、「息子が学生の時に国民年金保険料を市役所に納付した記憶がある。」と申述しており、当該期間の保険料が過年度納付された事情はうかがえない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間は、前述した平成8年9月頃の申立人の国民年金の加入手続に伴い、同年9月11日付けで申立人の被保険者資格の取得及び喪失処理が行われた結果生じた未納期間であり、それまでは国民年金の未加入期間であることから、申立期間当時、申立人

の母が申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から50年3月まで

私が20歳になった昭和40年*月頃、父が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料の納付については、47年2月の婚姻前の期間は、母の分と合わせて2人分を、また婚姻後の期間は母と妻の分とを合わせて3人分を納税貯蓄組合にほかの税金と一緒に私自身が納付していた。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が、昭和40年*月頃に申立人の国民年金の加入手続きを行い、47年2月の婚姻前の期間は、その母の分と合わせて2人分を、また婚姻後の期間は、その母とその妻の分とを合わせて3人分を納税貯蓄組合にほかの税金と一緒に申立人自身が国民年金保険料を納付していたと申述している。

しかしながら、申立人の国民年金の加入手続きを行ったとするその父は、既に亡くなっているため事情を聴取することができず、申立人自身は加入手続きに直接関与していないため、申立人の国民年金の加入手続きの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和50年9月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち40年8月から48年6月までは、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、同年7月から50年3月までは、過年度納付できる期間であるが、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いとしているほか、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されたその妻の20歳到達時である48年4月から50年3月までの期間も保険

料が未納となっている。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないほか、申立期間は116か月と長期間であり、行政においてこれほど長期間にわたり記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（栃木）国民年金 事案 5572

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年3月から56年3月まで

私が22歳になった昭和46年*月頃、母が私の国民年金の加入手続をA市役所で行った。私の国民年金保険料は、国民年金に加入した年に2年遡った分を自宅近くの郵便局で母が納付し、それ以後についても、母が毎月同郵便局で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が、昭和46年*月頃に申立人の国民年金の加入手続を行い、その国民年金に加入した年に2年遡った分の国民年金保険料を自宅近くの郵便局で納付し、それ以後についても、母が毎月同郵便局で保険料を納付していたはずであると申述しているが、その母は既に亡くなっているため事情を聴取することができず、申立人自身は加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和56年10月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち44年3月から54年6月までは、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、同年7月から56年3月までは、過年度納付できる期間であるが、上記のとおり申立人の保険料納付状況は不明であるほか、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は145か月と長期間であり、行政においてこれほど長期間にわたり記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立人が申立期間

の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）国民年金 事案 5573

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年4月から61年3月まで

私は、昭和50年2月頃に国民年金に任意加入し、61年4月に第3号被保険者となるまでの間、銀行等で国民年金保険料を納付していた。途中で国民年金の加入をやめた記憶は無い。

申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年2月頃に国民年金に任意加入し、61年4月に第3号被保険者となるまでの間、銀行等で国民年金保険料を納付していたと申述しているが、申立人は、申立期間の保険料の納付に関する記憶が明確でなく、納付状況が不明である。

また、申立人の所持する年金手帳、申立人に係るA市（現在は、B市C区）の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によると、オンライン記録と同様に、申立人は、国民年金の任意加入被保険者資格を昭和59年4月14日に喪失した後、61年4月1日に第3号被保険者の資格を取得していることが確認できる上、申立期間当時、申立人の夫は、厚生年金保険被保険者であったことから、申立期間は国民年金の任意未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から50年6月までの期間及び54年10月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年7月から50年6月まで
② 昭和54年10月から56年3月まで

申立期間①及び②は、婚姻前の期間であるが、夫は真面目な性格であり、亡くなる前に「厚生年金保険と国民年金を合わせて25年以上は保険料を納付した。」と言っていたので、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人は真面目な性格であり、亡くなる前に「厚生年金保険と国民年金を合わせて25年以上は保険料を納付した。」と言っていたので、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたはずであると申述しているが、申立期間①及び②は妻が申立人と婚姻する前の期間であり、妻は申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与していないほか、これらを行ったとする申立人は既に亡くなっており、証言を得られず、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和47年5月頃に払い出されたと推認され、この頃に国民年金の加入手続を行ったと考えられ、このことからすると、申立期間①は国民年金保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能な期間であり、申立期間②は現年度納付することが可能な期間となるが、前述の

とおり、保険料の納付状況が不明である上、申立期間①及び②は計78か月と長期間であり、行政においてこれほど長期間にわたり、国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（茨城）国民年金 事案 5575

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月から45年12月まで

私は、当時、A区に住み、大学に通っていたが、実家に帰省した時に両親から、私の国民年金保険料を納付してくれていることを聞いた。

私の国民年金については、父が、B県C村（現在は、D町）で加入手続を行い、国民年金保険料は、自治会の集金で納付してくれていたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父がC村で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずであると主張しているが、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとするその父は既に亡くなっており、申立人自身は加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和50年11月頃にC村で払い出されたと推認され、この頃に国民年金の加入手続が行われたと考えられ、当該時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8948

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月 8 日から 56 年 9 月 14 日まで

私は、昭和 55 年 5 月 1 日から 57 年 2 月 20 日までの期間、A 社（現在は、B 社）に継続して勤務していたが、申立期間が空白になっているのはおかしい。C 事業所という名称を記憶しており、その事業所は D 市にあった。私は、E 市（現在は、F 市 G 区）H 地区の営業所（以下「E 営業所」という。）F 職をしていた。A 社から受け取った表彰状を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 社の社名が入った表彰状、B 社から提出された社会保険関係の資格について手書きされたノートの写し、同社の回答及び同僚の証言から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が A 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B 社から提出された上記のノートの写しにより、昭和 55 年 5 月 1 日に取得した厚生年金保険の被保険者資格の欄には同年 6 月 8 日に「喪失」と記載されている上、56 年 9 月 14 日に同資格を取得した旨が記載されていることが確認でき、これらの日付はオンライン記録と一致している。

また、申立人が自分と同内容で仕事をしていたとする同僚は、オンライン記録により、A 社において厚生年金保険に加入していることを確認することができない上、E 営業所の同僚は、「配達営業をしていた者の給与は営業成績で決められており、入れ替わりも早かったので、従業員全てを社会保険に加入させていなかったと思う。」としており、複数の同僚も、「社会保険に

は希望者が加入していたと思う。」と回答している。

さらに、B社に申立期間に係る厚生年金保険料の控除について照会したところ、同社は、当時の資料は既に処分しており不明であるとしていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（茨城）厚生年金 事案 8950

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私がA社B工場からC社に転籍した直後の昭和 45 年 4 月から同年 7 月までの標準報酬月額が、転籍前の標準報酬月額より低くなっていることに納得がいかない。

転籍する際の給与額の条件提示は同一であったし、実際の収入に変化はなかったので、申立期間の標準報酬月額を転籍前の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間の給与明細書から、当該期間の給与支給額は、オンライン記録における標準報酬月額に比べ高額であったことが確認できるものの、当該給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額と、オンライン記録における標準報酬月額は一致している。

また、C社の後継事業所であるD社では、「申立期間の資料は一切無く、厚生年金保険の届出、保険料の控除及び納付については不明である。」と述べている。

さらに、昭和 45 年 1 月 1 日から同年 6 月 30 日までの期間に申立人と同様にA社B工場からC社に転籍した複数の同僚の標準報酬月額の推移について確認したところ、当該同僚についても、転籍後の標準報酬月額が転籍前の標準報酬月額より低下していることが認められるとともに、申立人を含め、当該同僚の厚生年金保険被保険者原票に不適正な事務処理がなされた形跡も無い。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除

について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（新潟）厚生年金 事案 8953（新潟厚生年金事案 1263 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月15日から21年1月1日まで
昭和20年10月15日から21年3月10日までの間、A社に継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができず、事業主により給与から保険料を控除されていたことを認めることはできないとして、既に年金記録確認新潟地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成23年1月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人からは、新たにA社に勤務していた同僚一名の氏名が追加されて申立てが行われたが、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人と同日であることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い上、再度実施した同僚調査の結果においても、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできず、そのほかに年金記録確認新潟地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（茨城）厚生年金 事案 8955

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月
勤務していたA社（現在は、B社）から、平成 18 年 4 月に賞与を支給されたが、賞与の記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、関係資料は保存されておらず、申立てに係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について不明と回答しており、申立人も、賞与明細書等の賞与が支給されたことが確認できる資料を保管していないことから、申立期間に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。